

総務経済委員会
令和6年3月13日（水）
午前9時27分開議

議員定数 9名

出席議員 9名

南出 昌彦	田中 和仁
森下 伸吾	阪本 久代
岡 弘悟	田中 博晃
小林 弘	石橋 英和
中本 正人	

他に 副議長 岡本 安弘

会議に付した事件

1. 議案第23号 橋本市レンタサイクル条例について
2. 議案第25号 橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する条例について
3. 議案第31号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について
4. 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について
5. 報告等（令和6年度地方税制改正の主要項目（市税関係）について）
6. 報告等（手数料に関する調査について）
7. 報告等（集会所移譲に関する補助制度新設の一部見直しについて）
8. 報告等（令和6年度機構改革について）
9. 報告等（地域運営組織の設立に向けての取組について）
10. 報告等（水道検針日の遅延について）
11. 報告等（ふるさと納税制度の改正及び本市の運用について）
12. 報告等（橋本市高野口信太地区振興協議会の取り組みについて）
13. 報告等（一般社団法人高野山麓ツーリズムビューローの活動報告について）

説明員

副市長	小原 秀紀	危機管理監	廣畑 浩
総合政策部長	土井加奈子	総務部長	井上 稔章
総務課長	和田 芳明	財政課長	三浦 康広
税務課長	兼井 和彦	環境美化センター長	兵衛 一郎
消防長	永井 智之	消防予防課長	平林 崇章
経済推進部長	北岡 慶久	農林振興課長	石井 義光
産業振興課長	家田 郁久	シニアマンション課長	大福 忍
建設部長	西前 克彦	上下水道部長	堤 健

水道経営室長 寺田 嘉文
会計管理者 大岡 久子

健康福祉部長 久保 雅裕
選挙管理委員会事務局長 辻本 昌亮
その他関係職員

職務のため出席した者
事務局次長

笹山 奨

議事調査係長 長谷川裕子

(午前9時27分 開議)

○委員長(南出昌彦君) 皆さん、おはようございます。ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより総務経済委員会を開会いたします。

本日は、協議事項・審査事項等々、多岐にわたりますので、簡潔に明瞭に進行のほう、ご協力よろしく願いいたします。

本日の審査・協議事項は、3月7日の本会議において本委員会に付託された議案第23号、第25号、第31号、第41号のほか、お手元に配付の事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第23号 橋本市レンタサイクル条例について

○委員長(南出昌彦君) 議案第23号 橋本市レンタサイクル条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長(大福 忍君) 皆さんおはようございます。

令和5年度において10台のE-バイクを購入させていただいており、E-バイクを活用したイベントや事業などに活用しているところでございます。

今後、より多くの方に、E-バイクに乗って市内を周遊していただき、橋本市の良さを知っていただきただけでなく、新たな魅力を発見していただきたいという思いで、現在E-バイクのレンタサイクル計画を計画しており、この度、橋本市レンタサイクル条例を策定いたしました。

つきましては、内容について担当の方からご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(南出昌彦君) シティプロモーション課課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐(米澤正貴君) おはようございます。

それでは橋本市レンタサイクル条例についてご説明いたします。

お手元の資料、議案第23号 橋本市レンタサイクル条例についてをご覧ください。

まずこのレンタサイクルにつきましては、条例第1条に定めております、市民、観光客に自転車を貸し出すことによりましてサイクリングを通じた観光、交流の促進につなげることを目的としております。

対象となる自転車ですが、先ほど課長から申し上げました通りスポーツタイプの電動アシストつき自転車、いわゆるE-バイク10台となります。

貸し出し返却場所ですが、橋本駅前の橋本広域観光案内所としております。

次に使用料ですが、条例第5条に定めています通り、4時間以内が2,000円。7時間以内が3,500円と設定しております。金額設定につきましては県内レンタサイクル行っております田辺市龍神村、新宮市、上富田町等も参考にしております。

また、昨年11月に実施しましたバイクを使用した、市内周遊イベントにおきまして、終了後にアンケートを実施しております。その1項目に仮にレンタサイクルを行った場合のレンタル料についても伺っておりまして、一番多かった意見が1時間500円だったのでこちらも参考に設定させていただきます。

次に、申し込みの手続きについてですが、事前予約と当日申し込みを考えております。

手続きの流れですが、事前予約の有無にかかわらず、窓口におきまして、まず申請書をご記入いただきまして本人確認書類、いわゆる健康保険証であったり、免許証をご提示いただきまして、スタッフによる利用の説明、使用料支払いいただき、自転車確認の上、貸し出すこととしております。

また、別添2ページの誓約書案を利用説明時に、利用者様にご確認いただくとしております。

返却につきましては、スタッフとともにタイヤ、ブレーキ、車体に損傷がないかを確認し、利用者の責めに期すべき事由があ

る損傷が見つかった場合は、条例第 10 条により、損害賠償を請求いたします。

また、利用時間を延長し、追加料金が発生する場合は、この場で精算いたします。

最後の保険についてですが、市が自転車損害賠償保険に加入いたします。

内容については、所有する自転車の管理上の不備により利用者にけがを負わせてしまった場合や、第三者にけが、また物を壊してしまった場合の補償、また利用者の方が、操作運転を誤って、第三者にけがをさせてしまった場合、物を壊してしまった場合の補償が対象となり、保障内容は、対人対物上限 1 億円となっております。

以上簡単ではございますが橋本市レンタルサイクル条例についてのご説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（南出昌彦君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

田中委員。

○委員（田中博晃君）おはようございます。ちょっと 2 点あるんですけどまず 1 個が、保険の対象で自転車自体の破損が、何ていうの、利用者の瑕疵なんか故意なんかわからないですけども、なった場合はどうなるのかというのが 1 点と、あわせて、故障とかでその次の日に返却になったっていうのは、まだこの備考の 2 番でわかるんやけれども、例えば、明らかに、それ故意やんかっていう場合で、次の日返すってなった場合に、果たしてこの次の日も 3,500 円でええのんかどうか、充電ある限り乗れてしまいうし、そのあたりはどのようにお考えですか。

○委員長（南出昌彦君）シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（大福 忍君）まず保険なんですけども、まず受付時に加入の有無を確認させていただくんですけどもこちらでまず、今、自動車とか乗る方に自転車の保険も同時についてる方もおるんで、絶

対ではないんですけど一応保険、その辺は用意しております。

すでにご自身で保険に入っている方についてはもう先ほども言ったんですけども、そこは、もうお任せさせていただくんですけども、その場でスポット保険に加入できるような仕組みを作っておりますのでそのように対応したいと。

相手側の瑕疵っていうのを、様々なケースが考えられますんで、そこはちょっと状況を聞き取りながら対応したいと考えております。

2 点目については、基本 1 日あたりは 3,500 円で考えておるんですけども、先ほどおっしゃったように、日跨いで、借りられるというか、こちらに連絡もなく、次の日に渡ってしまった場合は、もう 3,500 円。2 日分いただくという方向で考えております。

以上です。

○委員長（南出昌彦君）田中委員。

○委員（田中博晃君）それは書いてくれてあるんやけど、明らかに故意でね、乗れてしまいうんというところなんですよ。

2 日分じゃなくても、もっともっと時間乗れるのであれば、そういった場合はどのように対応するのかなという部分なんですけれども。

○シティプロモーション課長（大福 忍君）その故意っていうのはどんな感じ。

○委員長（南出昌彦君）乗れてしまいうっていうのはどういう。

田中委員。

○委員（田中博晃君）例えば、借りました。ちょっと遠いところまで行って明らかに戻ってこられへん時間。遠いとこまで行って、結局時間内に返せませんでした。次の日に返すのが、例えば次の日の営業時間内の終わりの方やっとなしたら、24 時間以上使えるんですよ。もちろんね、その充電があるかないかという問題は別として、そういった場合は、もう 3,500 円だけでええのんか、もっと別にもっていう部分は考えていないのかをお願いします。

○委員長（南出昌彦君）シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（大福 忍君）確かにそういうことも考えられますけどそこまですりちょっと僕らも、考えてなかったってのが正直なところなんです。

でもそこについてはもう先ほども言うたんですけども、3,500円足す3,500円のもう7,000円で対応したいと現状は、考えております。

以上です。

○委員長（南出昌彦君）ほかにございませんか。

田中副委員長。

○副委員長（田中和仁君）おはようございます。ちょっと聞き漏らしたかもしれません。盗難についてはどうなりますか。

例えばご飯食べてて、盗られたっていう場合は保険は効きますか。

○委員長（南出昌彦君）シティプロモーション課課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐（米澤正貴君）いろいろ車両保険につきましても高額っていうところもあるんですね、事故があった場合とかいろいろ我々も保険会社いろいろとそういった盗難保険もいろいろお調べさせていただいたんですけども、なかなかそういったレンタサイクルの、いわゆる不特定多数の方が乗られる場合っていうのは、そういったメニューがないっていうところでして、ただ先ほど申し上げた通り、やはりなかなか高額の備品になりますので、今後も保険会社ね、そういった新しいメニューがないかっていうのは調査研究して参りたいと考えております。

○委員長（南出昌彦君）田中副委員長。

○副委員長（田中和仁君）借りる人がそこまでの値段って思ってなかったらちょっと盗られた時びっくりされるんかなとも思いました。

あと1点なんですけども、水曜日休みなんですよね、広域観光案内所が。で、例えば火曜日にお借りして、旅行者だって、5時だった場合に、いやもう私も飛行機で帰

るんで前置いときますってやつは困りますっていう感じになって木曜日に返してくださいねっていうことになると思うんですけど。そしたらちょっと旅行者さんにとっては、ちょっと当てが外れたっていうか、運用のところで、借りる前にきつく言っというてよっていう話だとは思いますが。どうお考えでしょう。

○委員長（南出昌彦君）シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（大福 忍君）先ほど田中委員おっしゃったようにもう事前に、説明をきっちりして、その辺は対応したいと思います。観光案内所なんですけども、一応受付時間の方が3時までの返却でこちらでも、相手方に説明するようにしておりますので。貸付の受付時間が一応9時から3時までとなっておりますのでその辺も含めた上で、きっちりと説明していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（南出昌彦君）返却は、受付が3時で、返却は。

○シティプロモーション課長（大福 忍君）返却は4時まで。すいません。失礼しました。

○副委員長（田中和仁君）あとございませんか。

○委員長（南出昌彦君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 橋本市レンタサイクル条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

2 議案第 25 号 橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する条例について

○委員長（南出昌彦君）次に、議案第 25 号 橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

環境美化センター所長。

○環境美化センター所長（兵衛一郎君）橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する条例についてご説明いたします。最初に、橋本市環境美化センター設置及び管理条例、橋本市憩いの家設置及び管理条例については、令和 4 年 1 月 14 日付、橋本市長と、橋本市隅田町中島区、中島区長、中島ごみ焼却場建設対策委員会委員長との変更協定書において、橋本市環境美化センター、橋本市憩いの家の設置期限を令和 6 年 3 月 31 日までとすることから、条例廃止を行うものです。

続きまして。

（録音不鮮明のため、一部記録なし）

○委員長（南出昌彦君）総務課長。

○総務課長（和田芳明君）次に橋本市コミュニティセンター設置及び管理条例についてご説明をさせていただきます。

市民が自主的に行うコミュニティ活動の推進を図るため、真土地域交流センターと中島地域交流センターの設置及びその管理について定めていましたが、この度この役目を終えることになりましたので、当該条例を廃止するものです。

ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（南出昌彦君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 25 号 橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

3 議案第 31 号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（南出昌彦君）次に、議案第 31 号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

予防課長。

○消防予防課長（平林崇章君）橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本改正については、橋本市消防法関係手数料、高圧ガス保安法関係手数料、液化石油ガス法関係手数料の 3 点の法令手数料の改正となります。

まず初めに消防法の改正について、手数料の改正についてですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められている手数料の標準額について、定期的に見直しが行われているところであります。

今回の改正では、直近の人件費単価や、消費者物価指数の変動で、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなってきたため、審査 1 件当たりの審査時間の増加を手数料に反映させたものであります。

具体的には、危険物施設の屋外タンク貯蔵所のうち、浮き屋根式特定タンク貯蔵所及び浮き蓋つき特定タンク貯蔵所の設置に係る審査の手数料を改定する内容となっております。

金額的には約 20% 増の増額となっております。なお、この特定屋外タンク貯蔵所とはちょっとわかりづらいと思うんですけど、100 万リットル以上のタンクを有する危険物の貯蔵所で、よく臨海工業地域にある円柱状の、原油とかを蓄えておくような施設となっております、もちろん橋本市には該当施設はありません。今後も臨海地域でないことから、橋本市への設置は極めて低いと考えております。

次に、高圧ガス保安法関係手数料の改正についてですが、これも地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改定を受け、改定案となっております。

移動式製造施設、一般的に L P ガスの運搬車、バルクローリー車となっておりますが、これの許可に対するものであります。

従来は液化石油ガス法の許可と、高圧ガス法の保安法の許可が必要でしたが、液化石油ガス法の許可を受けたバルクローリー車については、高圧ガス保安法の許可については、処理容量にかかわらず、一律 6,000 円と減額する改正内容となっております。

これは事務の簡素化及び事業者の負担軽減のために、各法令の共通する部分について、審査結果を利用し合う必要となったものです。

最後に液化石油ガス法関連手数料についてですが、これは高圧ガス保安法の改正により新たに認定高度保安実施者制度が設けられたことに伴い、本条例を改正するものです。

改正内容については、完成検査の特例として、手数料の減額対象となる高圧ガス保安法の完成検査に、従来から特例のあった 5 つの対象に、認定コード、保安実施者を行う、完成検査を追加するものとなっております。

なお、この 3 つの法令手数料の改正に係る施設は橋本市内にはなく、また市民から徴収する手数料ではないため橋本市に直接関係するものではないと考えております。

以上が、主な改正内容の説明となります。ご審議のほどよろしく申し上げます

○委員長（南出昌彦君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 31 号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

4 議案第 41 号 公の施設の指定管理者の指定について

○委員長（南出昌彦君） 次に、議案第 41 号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

農林振興課長。

○農林振興課長（石井義光君） おはようございます。それでは、議案第 41 号 公の施設の指定管理者の指定について ご説明をいたします。

今回指定管理者の指定を行う施設につきましては、橋本市高野口山村体験交流促進

センターで、指定管理者に指定する団体は、橋本市高野口町嵯峨谷 72 番地、ふるさと体験村管理組合となります。

指定する期間につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間として上程をさせていただいております。

次に資料の方をご覧ください。

1 ページには、施設の概要、指定管理者の選定経過と概要となっております。

施設の名称、所在地は資料の通りで、施設の沿革、役割につきましては、地域の森林景観を活用し、山村体験等を通して都市との交流を促進し、農林業者の就業と所得の向上を図るため、平成 18 年 4 月に開設しております。

施設の概要、使用料、開館時間については資料のとおりとなっております。

次に、(2) の指定管理候補者の選定経過になります。

今回の指定管理者の選定に関しましては、公募は行わず、地元区の有志団体であります、ふるさと体験村管理組合を選定したいと考えまして、令和 5 年 12 月 26 日に指定管理者指定申請書を提出いただきまして、精査の上、令和 6 年 1 月 12 日に指定管理候補者選定通知を送付しております。

公募としていない理由ですが、1 ページ目にもありますように当施設は、地域の森林景観を活用し、山村体験等を通して、都市との交流を促進し、農林業者の就業と所得の向上を図るために設置された施設であり、施設を効果的に活用するためには、地元地域の自然環境、文化、伝統をよく理解し、かつ、地域住民との意思疎通がスムーズに行われる団体でなくてはなりません。

これらの理由によりまして、今回についても非公募という形での選定とさせていただきます。

資料 2 ページから 9 ページまでは、指定管理者指定申請書及び添付資料の抜粋となっております。

3 ページと 4 ページが、令和 6 年度の指定管理事業の収支計画となっております。

3 ページは指定管理事業全体の収支計画となり、施設の管理費及び自主事業関連費用を合算した収支計画となります。

収入の部につきましては、指定管理料、施設の利用料及び自主事業収入となっております。

支出の部ですが人件費を初めまして、高熱費、通信費等となっております。

指定管理料の金額につきましては、規模縮小した事業もありますが、全事業を実施しました。

令和 5 年度を参考に、単年度の収支を見ますと、見込み値ではあるんですが、ほぼ残金がなしというふうになることから、令和 5 年度と同額の 138 万円としております。

4 ページには、指定管理事業者が行う令和 6 年度の自主事業の計画となっております。

自主事業は、指定管理者が、施設の目的に合致したイベントを独自に実施することで、施設の利用促進を図るとともに、地域の活性化を目指す事業で、資料の 10 ページの方にあります、ホテル鑑賞会、森林浴と神踊りの鑑賞、嵯峨谷里めぐりハイキング、猪肉・猪汁を楽しむ会の 4 事業を中心に実施するとなっております。

資料 5 ページから 8 ページは、令和 7 年度及び 8 年度の計画となっております、内容は令和 6 年度と同様となっております。

今回の令和 6 年度から 8 年度の 3 年度をまとめた表については、9 ページに記載しております。

次に、指定管理実績について 11 ページと 12 ページをご覧ください。

11 ページは、令和 3 年度から令和 5 年度までの決算書になります。

令和 3 年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自主イベントはすべて中止となりました。

また、令和 4 年度においても、市内外から人が多数集まるイベントでもありますが、神踊りの鑑賞及びハイキングの 2 つの事業につきましては中止となっております。

新型コロナウイルス感染症が落ち着いた令和5年度におきましては、一部規模縮小をした事業もありますが、4年ぶりに4事業すべてを実施しております。

次に12ページにつきましては、自主事業等の利用実績となっております。

各年度ごとに記載をしておりますが、令和3年度につきましては、先ほども申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症の関係でイベントはすべて中止となっております。

ただ、地域活性化団体であります縁の会や、この体験村管理組合と大阪芸術大学との連携事業により、地域の活性化にも取り組んでいただいております。こちらにつきましても、今後の指定管理事業においても、引き続き取り組んでいただけるというふうに考えております。

これら地域の活性化に向けても前向きな活動を行っていただいているという点におきましても、今回の指定管理者に、ふるさと体験村管理組合を指定することは、適切であるというふうに考えております。

資料13ページ以降につきましては、管理組合の規約を参考までに添付をしております。

最後の19ページにつきましては市と管理者側のリスク分担表となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（南出昌彦君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。